

一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）

平成7年4月1日制 定
平成7年7月17日一部改正
平成8年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成19年4月1日全部改正
平成19年10月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成24年6月1日一部改正
平成25年7月1日一部改正
平成26年6月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成27年6月1日一部改正
平成28年6月1日一部改正
平成30年6月1日一部改正
令和元年6月1日一部改正
令和2年10月1日一部改正
令和2年11月16日一部改正
令和3年6月1日一部改正
令和3年8月1日一部改正
令和4年6月1日一部改正
令和5年5月1日一部改正
令和5年6月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

1 趣旨

この要綱は、広島県が実施する、入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事前審査型一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について、その標準を定めるものとする。

2 対象工事

対象工事は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、(1)の工事であっても、一般競争入札によらないことができるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事（以下、「特例政令適用工事」という。）
- (2) 特例政令適用工事以外の工事で知事が特に必要と認めたもの

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。ただし、イ及びウについては、それらのうち一方を定めないこととすることができる。なお、特例政令適用工事においてはオの要件は定めることができない。

ア 当該工事の業種について、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定を受けていること

イ 次の(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)に該当すること。

なお、工事の内容及び他の資格要件の設定内容によっては、(イ)、(ウ)又は(エ)を定めないことができ、さらに、(ア)の格付けの等級が2以上ある場合は、その一部に限定することができるものとし、特例政令適用工事においては、(イ)、(ウ)又は(エ)の要件は定めることができない。

- (ア) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）別表第4に定めるものであること。ただし、緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事等又は選定要綱別表第7に定める高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事については、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級より上位の格付けの等級とすることができる。

なお、発注工事の内容又は施行箇所の地域の特性等により知事が特に必要と認めたときは、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級によらないことができる。

- (イ) アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第5に定めるもの（選定要綱別表第4に定める格付別標準発注金額の上限額以上を対象として設定されたものに限り、A等級を除く。）であり、かつ、別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加で

きる者」の1の要件を満たすこと

ウ アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第5に定めるもの（A等級に限る。）であり、かつ、別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」の1の要件を満たすこと

エ アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、選定要綱別表第6に定めるものであり、かつ、別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」の2の要件を満たすこと

ウ アの資格の認定に係る当該工事の業種の総合数値（客観数値と主観数値を合計した数値をいう。）が一定の数値であること

エ 当該工事の業種に係る年間平均完成工事高（アの資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。以下同じ。）が、一定の金額（予定価格を事前公表する工事にあつては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。））以上であること

オ 当該工事の業種について、建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約して工事を施工する場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること

カ 当該工事に配置する技術者について、建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約して工事を施工する場合は、必要な監理技術者の資格を有する者を配置できること

キ 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと

ク 当該工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること

コ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること

サ 当該工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者であること

シ 他の入札参加希望者と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと

ス 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと

- (2) 特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の資格要件として、次の事項を定めるものとする。ただし、特定共同企業体の代表者以外の構成員については、イを定めないのであるものとする。

なお、特例政令適用工事及び選定要綱別表第7（一）の工事を除いて、構成員は原則として営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下同じ。）のうち主たる営業所（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）を県内に有する者（以下「県内業者という。」）とし、構成員を県内業者とすることが困難な場合には、構成員のうち少なくとも1者は県内業者とする等、特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定に適合した構成であって、かつ、構成員の当該工事の業種に係る年間平均完成工事高の合計が一定の金額（予定価格を事前公表としている工事にあつては予定価格）以上であることが必要である。

ア 特定建設工事共同企業体取扱要綱第8条(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

イ (3)イに掲げる事項

ウ (1)キからスまで（シを除く。）に掲げる事項

エ 他の特定共同企業体の構成員と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと

- (3) 工事の種類又は性質等によっては、(1)及び(2)に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。

ア 当該工事の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること

イ 当該工事と同様の種類及び規模の工事（原則として当該発注工事の規模の80%以上の工事とする。）の元請施工実績（原則として直近10年から15年以内のものとし、かつ、特定共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上の場合のものとする。）を有すること

ウ 広島県内の公共工事において、当該工事と同一の業種の元請施工実績を有すること

エ 当該工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を配置できること

オ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること

- カ 別記２の「工事成績が優秀な業者等」の要件を満たすこと
- キ その他必要と認める事項

4 資格要件の決定等

- (1) 当該工事の資格要件は、知事部局においては、当該工事を所掌する部局の指名業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見に基づいて広島県決裁規程（昭和３８年広島県訓令第３２号）に定める区分による決裁権者（以下「決裁権者」という。）が決裁し、決定する。ただし、広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和３９年規則第５６号。以下「委任規則」という。）の規定により予定価格の決定が地方機関の長に委任されている工事にあつては、当該地方機関の指名業者等選考委員会（以下「地方機関選考委員会」という。）の意見に基づいて地方機関の長が決定する。
- (2) (1)本文の場合においては、当該工事を主管する課の長（以下「主管課長」という。）が当該工事の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第１号）を添えて選考委員会に諮るものとする。ただし、当該工事が地方機関の発注に係るものであるときは、当該地方機関の長の意見を聴いてしなければならない。
- (3) (1)ただし書の場合においては、当該地方機関の長が当該工事の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第１号）を添えて地方機関選考委員会に諮るものとする。

5 公告等

- (1) 発注機関の長は、別に定める書式見本に準じて作成したところにより、広島県契約規則第１７条各号の事項を県庁その他の県の事務所のうち適当と認めるもののでの掲示又は閲覧及び情報通信ネットワークを利用した方法によって公告し、必要がある場合は、その概要を新聞等にも掲載する。
- (2) 当該工事を発注する地方機関又は当該工事を主管する課においては、必要に応じ、入札参加希望者に前号の公告の写しを配付する。
- (3) 事前審査型一般競争入札の公告は、その本体の部分には、案件ごとに異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。

6 予定価格の公表時期

当該工事の業種及び請負対象設計金額の区分に応じて次表のとおり公表する。

業種	請負対象設計金額	公表時期
土木一式工事	1.0億円以上5億円未満	事後公表（契約締結後）

建築一式工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
プレストレストコンクリート工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
電気工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
管工事	1.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
機械器具設置工事	2.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
電気通信工事	2.5 億円以上 5 億円未満	事後公表（契約締結後）
全ての工事	5 億円以上	事後公表（広島県議会の議決後）
上記以外	5 億円未満	事前公表（公告の中に記載）

7 設計図書の閲覧及び配付

- (1) 当該工事を発注する地方機関又は当該工事を主管する課において、公告に定める期間に設計図書を閲覧に供する。
- (2) 設計図書は、入札参加予定者のうち、希望する者に対して有料配付する（原則として請負対象設計金額が 1 億円以上のものに限る。）。
- (3) 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（別記様式第 2 号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

8 入札参加希望書等の提出

- (1) 当該工事の入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加希望書を発注機関の長に、持参により提出しなければならない。
- (2) 当該工事の入札参加希望者は、公告に定める資格要件に応じ、配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類、他の者との資本関係及び人的関係の状況を記した書類、建設工事の施工実績を証明する書類その他の必要な書類を、入札参加希望書に添付しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) に掲げる書類（以下「入札参加希望書等」と総称する。）のうち次表左欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄に掲げる様式によって作成する。

入札参加希望書	別記様式第 3 号
企業の施工実績、配置予定技術者の資格及び工事経験を記した書類	別記様式第 4 号
他の者との資本関係及び人的関係の状況を記した書類	別記様式第 5 号
建設工事の施工実績を証明する書類	別記様式第 6 号
法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書	別記様式第 10 号

- (4) 入札参加希望書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された入札参加希望書等は、これを提出者に無断で使用しない。
- (6) 入札参加希望書等に虚偽の記入をした者については、指名除外を措置することがある。
- (7) (1) から (6) までの趣旨は、5 の公告中に表示する。
- (8) 地方機関の長に提出された入札参加希望書等は、これを速やかに主管課長に

送付するものとする。ただし、委任規則の規定により予定価格の決定が当該地方機関の長に委任されている工事については、この限りでない。

9 入札参加希望書に添付する「企業の施工実績、技術者の資格・工事経験調書（別記様式第4号）」に記入する配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。

なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記入を認めるものとする。

- (2) 入札参加希望書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り、配置予定技術者として記入することを認めるものとする。

ア 従事中の工事の契約工期の終期が当該工事契約の議決予定月の前月末までの場合

イ 従事中の工事の契約工期の終期が当該工事契約の議決予定月の前月末以降の場合であっても、完成検査が当該工事契約の議決予定月の前月末までに行われることが見込まれる場合

- (3) 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の工事に従事中である場合であって、その工事の工期が延伸され、又は完成検査が延期されたときは、その理由のいかんを問わず直ちに、入札参加希望書の取下書（別記様式第7号）により入札参加希望書を取り下げ、又は入札を辞退しなければならないものとする。ただし、複数の配置予定技術者を記入した場合で、記入した他の技術者を配置可能である場合は、この限りでない。

- (4) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めないものとする。

- (5) 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を措置することがある。

- (6) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記入した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 当該工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を発注機関の長に提出しなければならない。

- (2) 工事費内訳書については、広島県工事費内訳書取扱要領に基づき、取り扱うこととする。

- (3) (1)(2)の趣旨は、5の公告に記載して入札参加者へ周知する。

11 当該工事の入札に参加する者に必要な資格の確認

主管課長（委任規則の規定により予定価格の決定が地方機関の長に委任されて

いる工事にあつては、当該地方機関の長。以下「主管課長等」という。)は、入札参加希望書等の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者が資格要件を満たしている旨の決定をし、資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者が資格要件を満たしていない旨の決定するものとする。

12 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知

- (1) 主管課長は、入札前に当該工事の入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、当該工事を発注する地方機関の長を経由して、速やかに入札参加希望者にその者に係る確認結果を通知する。ただし、地方機関の発注に係る工事については、当該発注機関の長が通知するものとする。
- (2) 前号の通知は、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第8号）によって作成した書面によって行う。

13 無資格者への理由説明

発注機関の長は、当該工事の入札に参加する者に必要な資格がないとされた者の求めがあれば、その理由を説明する。

14 特定共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1) 特定共同企業体の代表者は、入札参加希望書の提出の際に、別に定める建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を発注機関の長を経由して知事に提出し、知事の認定を受けなければならない。
- (2) 当該工事の入札参加希望書の提出後、特定共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは破産の申立てがあり、又は指名除外措置の対象になる等やむを得ない理由により特定共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は、公告に定める期限にかかわらず、代わる構成員を補充して新たに特定共同企業体を結成した上で、改めて入札参加希望書を提出することができる。
この場合の入札参加希望書の提出は、現に提出している入札参加希望書の取下げ（入札参加希望書の取下書（別記様式第7号）による。）と併せて行うものとし、その提出期限は、12の確認通知を行う日までとする。
なお、当該特定共同企業体への確認通知等は、他の入札参加希望者への通知とは別に入札日までに行うこととする。
- (3) 特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体取扱要綱に定めるところによる。

15 再度入札の方法等

予定価格の公表時期にかかわらず、再度入札は行わない。

16 落札者の決定方法

- (1) 別に定める低入札価格調査制度によるものとする。
- (2) 工事費内訳書の失格の決定は、選考委員会の議を経た後、主管課長等の決裁を受けて行うものとする。

17 入札結果等の公表

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成13年広島県規則第67号）の規定により入札結果等を閲覧に供する。

18 特例政令適用工事に係る特例

特例政令適用工事については、前各項の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 3(1)アについては、入札参加希望書等の提出期限までに建設工事執行規則第6条本文の資格の認定を申請した者は、開札の時までにその認定を受けられないことを解除条件として、要件を満たしているものとして扱う。
- (2) 3(1)イ(イ)若しくは(ウ)若しくはオ又は3(3)ア、ウ若しくはカの要件は、これを定めることができない。
- (3) 5の公告については、入札期日の前日から起算して、少なくとも40日前までに県報に公告する。
- (4) 入札に必要な事項については、入札説明書（別記様式第9号）に準じて特例政令第8条の文書を作成し、希望する入札参加希望者に交付する。
- (5) 郵便入札については、これを認める。ただし、郵便による入札の到達期限は、入札執行の日時前の日時とすることができる。
- (6) 落札者については、落札を決定した日の翌日から起算して72日以内に、県報に公告する。
- (7) 落札者を決定したときは、当該契約の内容等について必要な記録を作成し、契約の日から5年間保管するものとする。
- (8) 当該工事の入札契約手続等に関して苦情がある者は、広島県政府調達苦情検討委員会に対して申し立てることができる。

19 電子入札に係る特例

この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の手続きの全部又は一部を電子入札システムを利用して行う場合に関しては、必要な特例を別に定めることができる。

20 苦情申立て

当該工事の入札手続き等に関して苦情がある者は、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、契約担当職員に申立

ることができる。

21 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日改正については、平成14年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 3 平成16年4月1日改正については、平成16年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 4 平成17年4月1日改正については、平成17年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 5 平成18年4月1日改正については、平成18年6月1日以降に公告する工事から適用する。別記様式第7号の3の改正は、平成18年5月1日から適用する。
- 6 平成19年4月1日改正については、平成19年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 7 平成19年10月1日改正については、平成19年10月1日以降に公告する工事から適用する。
- 8 平成20年4月1日改正については、平成20年4月1日以降に公告する工事から適用する。ただし、15の落札者の決定方法の改正は、平成20年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 9 平成21年4月1日改正については、平成21年4月1日以降に公告する工事から適用する。ただし、2の規定の改正は、平成21年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 10 平成22年4月1日改正については、平成22年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 11 平成23年4月1日改正については、平成23年4月1日以降に公告する工事から適用する。ただし、3(2)及び15の規定の改正は、平成23年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 12 平成24年4月1日改正については、平成24年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 13 平成24年6月1日改正については、平成24年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 14 平成25年7月1日改正については、平成25年7月1日以降に公告する工事から適用する。
- 15 平成26年6月1日改正については、平成26年6月1日以降に公告する工事から適用する。

- 16 平成27年4月1日改正については、平成27年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 17 平成27年6月1日改正については、平成27年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 18 平成28年6月1日改正については、平成28年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 19 平成30年6月1日改正については、平成30年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 20 令和元年6月1日改正については、令和元年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 21 令和2年10月1日改正については、令和2年10月1日以降に契約する工事から適用する。
- 22 令和2年11月16日改正については、令和2年11月16日以降に公告する工事から適用する。
- 23 令和3年6月1日改正については、令和3年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 24 令和3年8月1日改正については、令和3年8月1日以降に公告する工事から適用する。
- 25 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 26 令和5年5月1日改正については、令和5年5月1日以降に公告する工事から適用する。
- 27 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日以降に公告する工事から適用する。
- 28 令和6年4月1日改正については、令和6年4月1日以降に公告する工事から適用する。

別記 1

他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者

1 要綱 3 (1) イ (イ) 及び (ウ) 関係

要綱 3 (1) イ (イ) 及び (ウ) の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」は、次のいずれかに該当している者をいう。

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後 1 年を経過していない者を除く。

- (1) 平成 30 年 1 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事（当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。）の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること

（注 この要件に該当する場合は、令和 5・6 年度県建設工事等入札参加資格者名簿の「他の格付等の入札に参加できる者の 1 に該当する者」欄に○印が表示されている。）

業 種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	4 件以上	8 2 点以上
とび・土工・コンクリート工事	4 件以上	8 8 点以上
法面処理工事	4 件以上	8 3 点以上
電気工事	4 件以上	8 1 点以上
管工事	4 件以上	8 1 点以上
鋼構造物工事	4 件以上	8 4 点以上
舗装工事	4 件以上	8 4 点以上
しゅんせつ工事	4 件以上	8 7 点以上
塗装工事	4 件以上	8 1 点以上
機械器具設置工事	4 件以上	8 0 点以上
電気通信工事	4 件以上	8 0 点以上
造園工事	4 件以上	7 3 点以上
水道施設工事	4 件以上	8 3 点以上
解体工事	4 件以上	8 3 点以上

- (2) 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和元年度から令和 4 年度に優良建設工事等表彰事務取扱要領の規定により優良建設業者として表彰を受けた者であること

2 要綱 3 (1) イ (エ) 関係

要綱 3 (1) イ (エ) の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」は、選定要綱別表 6 の請負対象設計金額の区分ごとに同表の格付の欄に定める格付を有し、かつ、別表第 6 に定める工事成績点を満たす者をいう。

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後 1 年を経過していない者を除く。

別記 2

工事成績が優秀な業者等

要綱 3 (3) カの「工事成績が優秀な業者等」は、次のいずれかに該当している者とする。

- 1 令和 5・6 年度県建設工事入札参加資格者名簿における当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の平均工事成績が次表に掲げる点数以下でないこと（平成 30 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事の元請施工実績がない場合を含む。）

業 種	平均工事成績点
土木一式工事	78 点
建築一式工事	80 点
とび・土工・コンクリート工事	78 点
法面処理工事	80 点
電気工事	77 点
管工事	76 点
鋼構造物工事	80 点
舗装工事	80 点
しゅんせつ工事	82 点
塗装工事	79 点
機械器具設置工事	75 点
電気通信工事	77 点
造園工事	72 点
水道施設工事	79 点
解体工事	79 点

- 2 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和元年度から令和 4 年度に優良建設工事等表彰事務取扱要領の規定により優良建設業者として表彰を受けた者であること